

公益社団法人 岡山県観光連盟定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人岡山県観光連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を岡山県内に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、観光振興事業を行い、岡山県内における地域文化の発展、地域の活性化及び県民福祉の向上に資すると共に、観光産業の育成並びに国際親善に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県内の観光に関する宣伝紹介及び国内、国際観光客の誘致促進
- (2) 観光文化の振興と関係観光団体との連繋及び育成
- (3) 観光振興のためのイベント、観光諸行事等の企画、実施
- (4) 観光資源の開発並びに受入体制の整備
- (5) 観光思想の普及と啓発活動
- (6) 観光情報の収集提供
- (7) 観光事業従事者の資質向上
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、岡山県内において行うものとする。

第2章 会 員

(種別)

第5条 この法人の会員は、正会員及び特別会員とする。

2 会員の区分は次のとおりとする。

- (1) 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した岡山県内市町村及び県内外の団体、個人とする。
- (2) 特別会員は、岡山県内の市町村観光協会並びに観光振興を図る上で重要な役割を果たす団体及び学識経験者であって理事会において推薦されたものとする。

3 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 会員になろうとするものは、書面を会長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、会員総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

2 特別会員は、会費の納入を必要としない。

(資格の喪失)

第8条 会員は次のいずれかに該当するときはその資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡又は解散したとき
- (3) 第7条第1項の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、会員総会の決議により除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、その旨を通知するものとする。

(権利の喪失)

第11条 会員としての資格を失ったものは会員としてのいっさいの権利を失い、既に納入した会費その他この法人の資産などに対してなんらの請求もすることができない。

2 前項の規定にかかわらず既に生じていた会員としての義務は、これを履行しなければならない。

第3章 役員等及び職員

(役員)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上25名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、また、会長及び副会長を除く1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第 13 条 理事及び監事は、会員総会の決議により会員（団体にあつてはその構成員を含む。）の中から選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により選任する。

(任期)

第 14 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

2 補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任者が就任するまでなおその権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第 15 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。

3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 16 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解 任)

第 17 条 役員は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第 18 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長)

第 19 条 この法人に名誉会長を置く。

2 名誉会長は、岡山県知事の職にある者をもって充てる。

3 名誉会長は、儀礼的な行為を行うほか、業務の執行に関し、必要な助言を行うことができる。

4 名誉会長は、会議に出席して意見を述べることができる。

5 名誉会長は、無報酬とする。

(事 務 局)

第 20 条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 職員の任命は会長が行う。ただし重要な職員については、理事会の承認を得て任免する。

4 前3項に規定するもののほか事務局及び職員に関して必要な事項は会長が別に定める。

第4章 会員総会

(種類)

第 21 条 この法人の会員総会は、法人法に定める社員総会とし、定時会員総会及び臨時会員総会の2種類とする。

(構成)

第 22 条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

(開催)

第 23 条 定時会員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時会員総会は、理事会が必要と認めたとき又は総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員から、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求があったとき開催する。

(招集)

第 24 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(権限)

第 25 条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 定款の変更
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定められた事項

(議長)

第 26 条 会員総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第 27 条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

2 会員は委任状により代理人をもって会員総会の議決権を行使することができる。

3 前項の代理人はこの法人の会員でなければならない。

- 4 代理人によって議決権を行使する会員は会員総会の出席者とみなす。
- 5 会員総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員の出席をもって成立する。

(決議)

第 28 条 会員総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。役員の候補者の合計数が第 12 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 29 条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した会員のうちから選出された 2 名が、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で決定した順位によって、副会長が理事会を招集し、議長を務める。

(権限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の解職

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第 34 条 理事会における議決権は、理事 1 名につき 1 個とする。

2 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席をもって成立する。

3 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、出席理事（決議について特別の利害関係を有する理事を除く。）の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものと見なす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(専門委員会)

第 37 条 この法人に事業の企画・立案及び実施を推進するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、この法人の役員の中から会長が指名する。

3 専門委員会に委員長並びに副委員長を置き、委員のうちから互選する。

4 専門委員会は、委員長が招集する。

5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

6 委員の任期は、就任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、会員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第42条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第43条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

（規程の制定）

第 46 条 この定款に定めるもののほか、この法人について必要な規程は会長が理事会に諮り別に定める。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は岡崎彬、業務執行理事は中田哲とする。

附 則

1 この定款は平成 26 年 6 月 17 日から施行する。

2 この定款変更の際、現に法人法上の代表理事たる副会長であったものは、この定款変更による変更後の第 12 条第 2 項に規定する会長とみなす。

3 この定款変更の際、現に会長であったものは、この定款変更による変更後の第 19 条に規定する名誉会長とみなす。

附 則

1 この定款は令和元年 6 月 19 日から施行する。